地籍調査の推進に向けて

令和７年７月１１日

都市建築部　都市政策課

目次

①岐阜県の地籍調査の概要

②未着手・休止市町への働きかけ

③まとめ

地籍調査とは

「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
（国土調査法第２条第５項）

〇国土調査法に基づき**市町村**等が実施

〇毎筆の土地の**所有者、地番、地目、境界、面積等**を調査・測量
→**「地籍簿」、「地籍図」**を作成

〇成果を登記所に送付
→登記簿が修正され、登記所備付地図となる

全国の地籍調査の進捗率

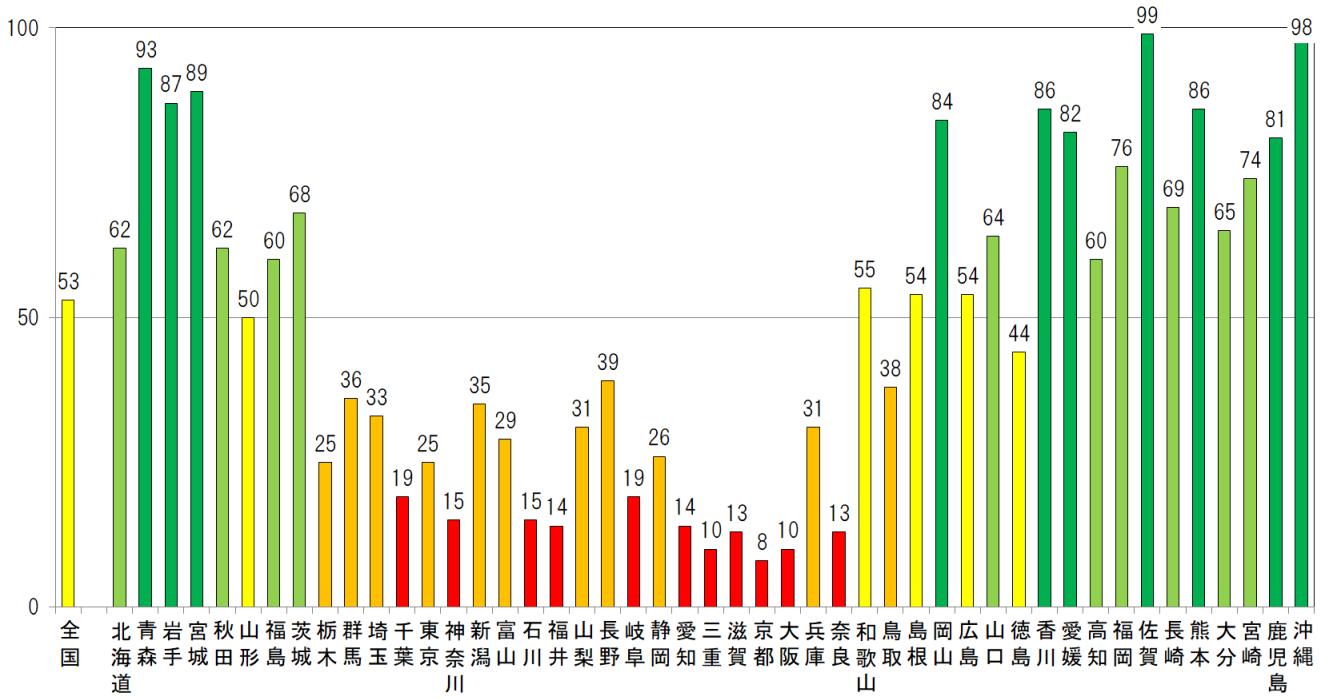

岐阜県１９％全国３７位

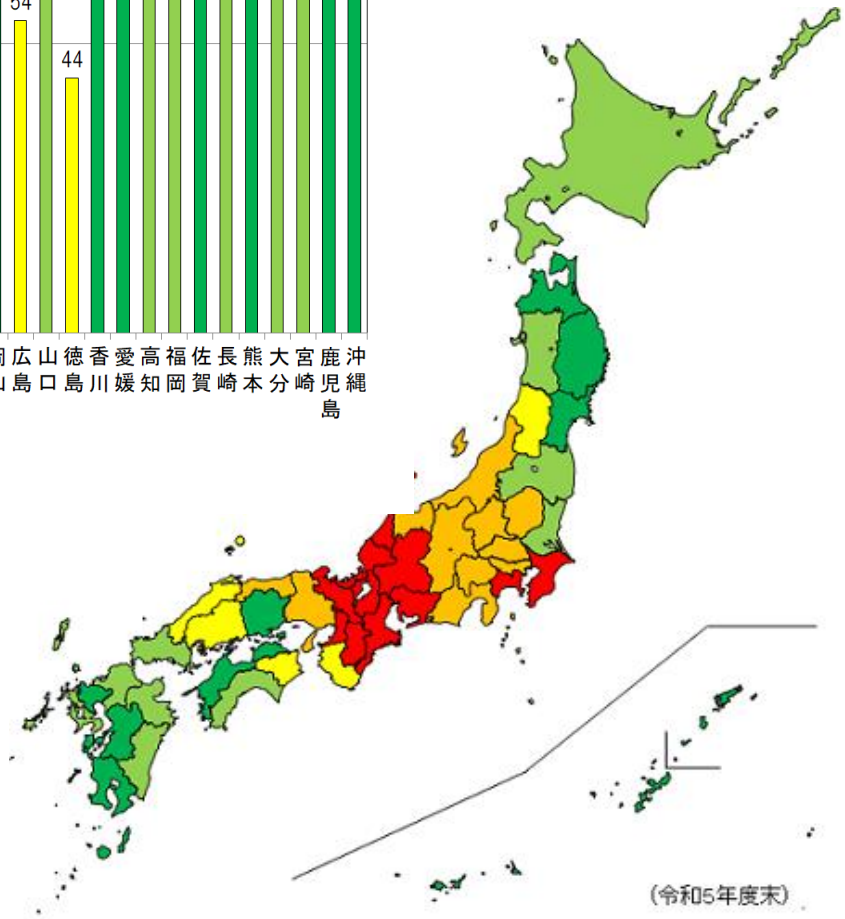

県内の地籍調査の進捗率

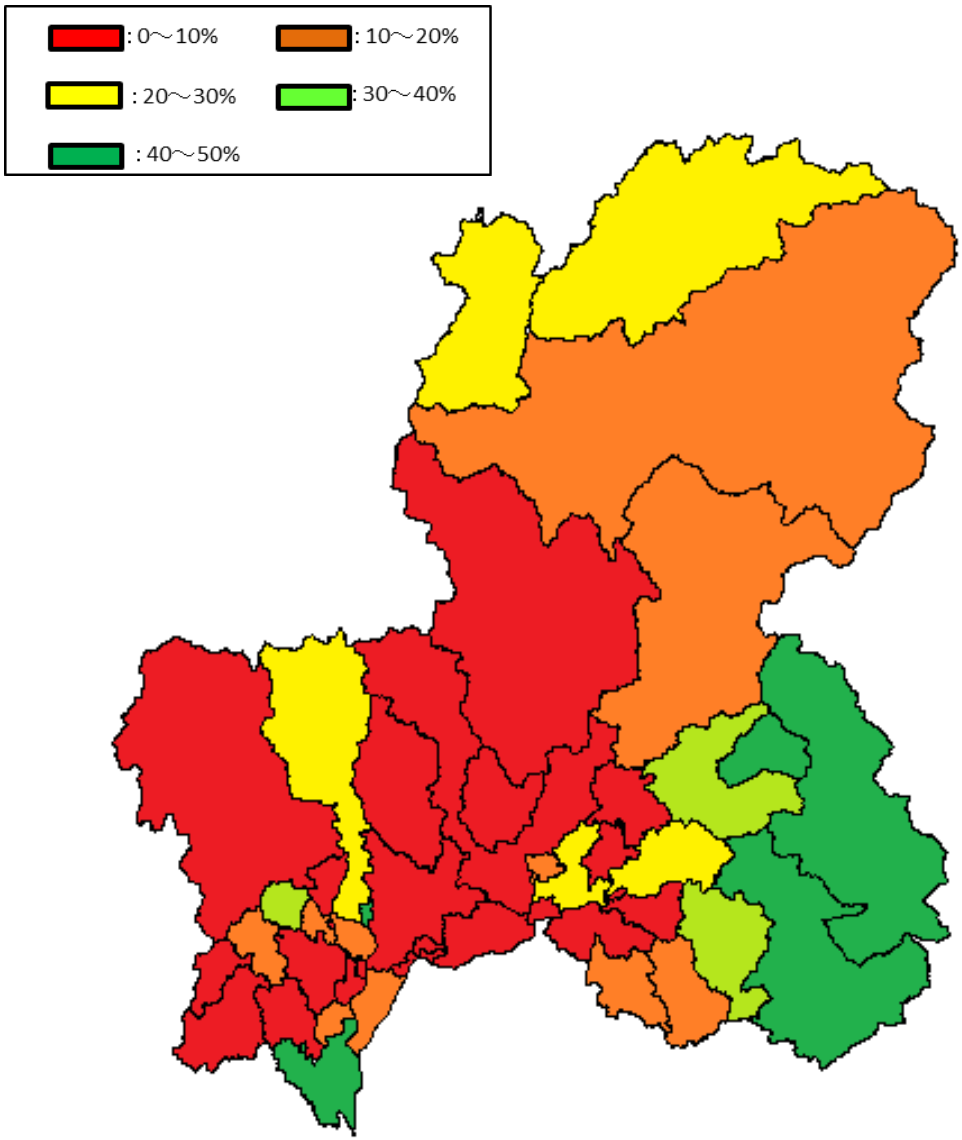

市町村別進捗率　R５年度末時点
（国土調査法第１９条第５項を含む）

（※）未着手団体

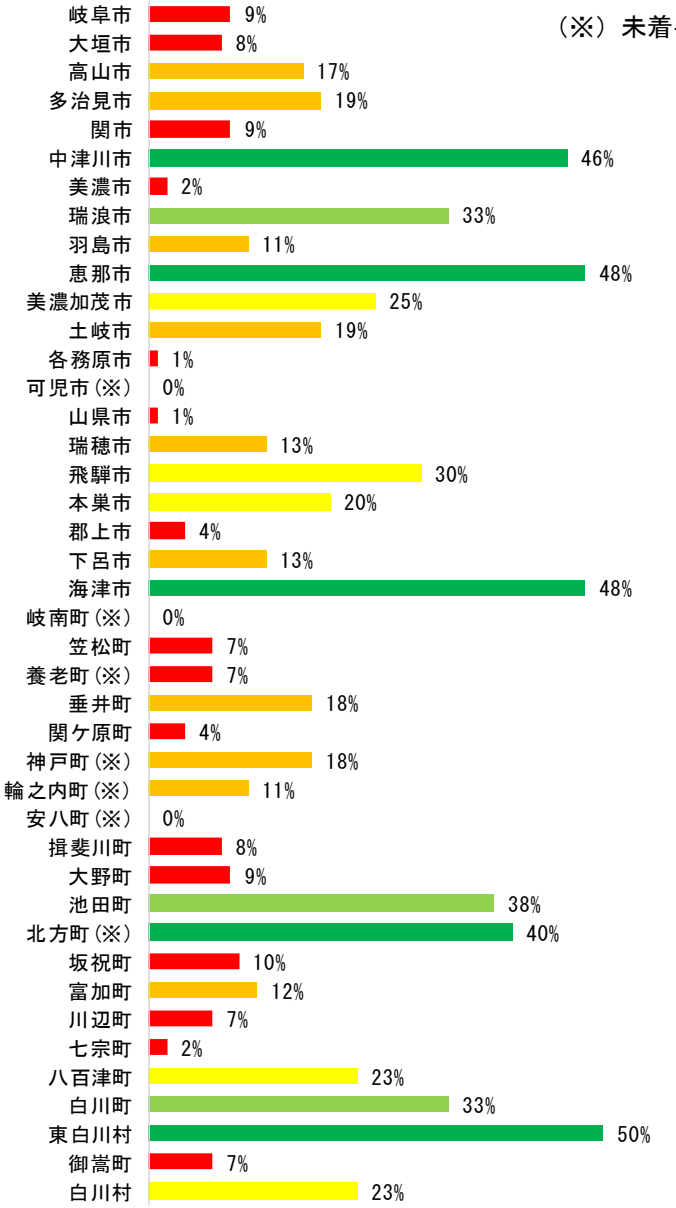

休止団体：８市町

国の補助制度

「地籍調査費負担金」、「社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助」、「社会資本整備総合交付金（防安交）」の3つを活用し、地籍調査を実施

〇地籍調査費負担金（負担金）

従前からあった補助

要望地区の制限はない（連携できる公共事業がない）が、国の予算が厳しい

Ｒ７国当初予算3,16百万円〔R6:3,660百万円 ▲500百万円〕

〇社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（円滑化補助）

他の社会資本整備に関する事業と一体的に行う地籍調査に対する補助

他事業との連携計画を作成して調査を実施

Ｒ７国当初予算1,900百万円〔R6:1,400百万円　＋500百万円〕

〇社会資本整備総合交付金（交付金）

社会資本整備総合交付金の関連事業として基幹事業に先行して行う調査に対する補助

岐阜県では砂防課の「安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり「岐阜県八山系砂防総合整備計画」の推進（防災・安全）」を基幹事業として調査を実施

対象地域：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

Ｒ７国当初予算5,440百万円〔R6:5,440百万円　±０百万円〕

県内の補助制度の活用状況（R７当初）

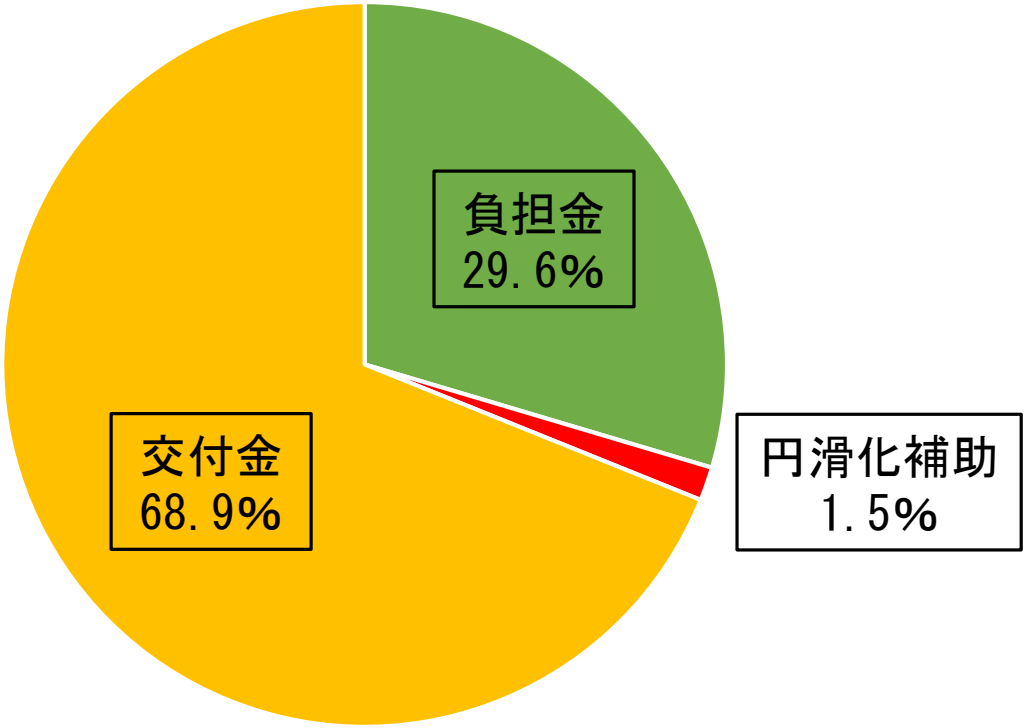

・Ｒ７事業費　約650,000千円

・負担金　191,000千円
・円滑化補助　9,000千円
・交付金　450,000千円

・円滑化補助の活用を推進

地籍調査以外の測量成果の活用（１９条５項指定制度）

国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該測量及び調査の結果作成された**地図及び簿冊**について政令で定める手続により**国土調査の成果としての認証を申請**した場合においては、**国土交通大臣又は事業所管大臣**は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた**国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたとき**は、これらを同項の規定によつて認証された**国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定**することができる。

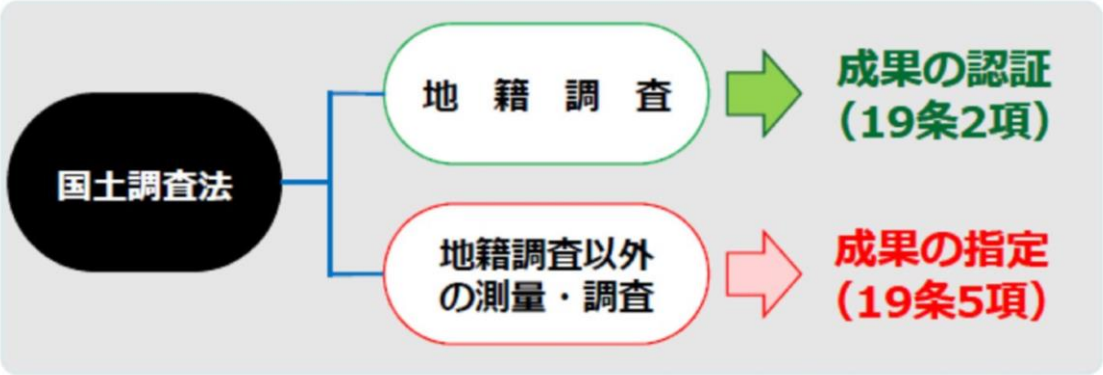

地籍調査以外の測量成果が
国土調査法の19条5項指定を受ける
ことで、地籍調査と同等の扱い

原則として**地籍調査の実施は不要**

・用地取得を伴う県発注事業での活用を推進

地籍調査における法務局との連携

地方公共団体と法務局との連携事項について、**国交省・法務省が協力して取扱いを定め**、相互の連携を促進しながら地籍調査を推進

連絡会議等の開催

地籍調査連絡会議

都道府県 ⇔ 法務局・地方法務局

○市町村等が行う地籍調査、法務局が行う登記所備付地図作成作業それぞれの実施計画や実施状況等について連絡・調整

地籍調査事務打合せ会

市町村 ⇔ 登記所

○市町村等が登記官に協力を求める事項や求めた事項の対応状況等について連絡・調整

・法務局担当者との地籍調査連絡会議を年１回開催

・法務局担当者等が参加する地籍調査事務打合せ会を県内４圏域で各１回開催
（岐阜・西濃圏域、中濃圏域、東濃圏域、飛騨圏域）

※国土交通省作成の資料を編集して作成

地籍調査事業の効果事例（森林施業）

○ 岐阜県恵那市では、平成31年4月から開始された森林経営管理制度の下での森林整備について、地籍調査が実施済みの森林から順次取り組むことにより、速やかな間伐作業への着手につなげることができている。

位置図

【岐阜県恵那市】
・人口 ： 5.1万人[H27国勢調査]
・森林率 ： 77%[H27農林業センサス]
・地籍調査の進捗率 ： 46%
（参考）岐阜県 ： 18%
令和元年度末時点

市へ経営管理を委託された箇所の例

間伐後の森林

恵那市における森林経営管理制度の着手経過

H31．4　森林経営管理法施行（森林経営管理制度のスタート）

R1．5　所有者への意向調査に向けた検討を開始

↓ 対象森林を選定し、実施時期を設定

R1．8　意向調査に着手

↓ 森林の経営管理に関する意向調査を順次実施
- ✓ 市へ森林の経営管理を委託（経営管理権集積計画の作成）
- ✓ 所有者自らが経営管理を実施　　等の意向を調査

R2．2～　順次、市への経営管理の委託（権利設定）

R2．3～　順次、市による間伐等の実施

地籍調査が実施済みの箇所を意向調査の候補とすることで、実施箇所の選定が円滑化。

地籍調査によって境界・所有者等が明確になっていたことにより、所有者への確認作業が省力化。また、面的にまとまった森林整備が可能に。

検討開始から1年以内に間伐に着手

→ 地籍調査を実施していなければ、検討開始から間伐着手までに約3年(想定)要していた。

※林野庁及び恵那市の資料に基づき作成

目次

①岐阜県の地籍調査の概要

②未着手・休止市町への働きかけ

③まとめ

令和７年度の地籍調査　実施状況

〇岐阜県の市町村
　４２市町村

・実施中　３１市町村

・未着手　　６市町

・休　止　　５市町

※今年度より、
神戸町が着手、
山県市が再開

〇未着手の理由（R６訪問時、聞取り）
- 区画整理事業や土地改良のほ場整備事業を実施しており、その後に１９条５項申請を行なうことを検討
- 新たな事業に対して人員を配置することは困難
- 職員数が少なく地籍調査に専任の職員を充てることが困難

〇休止の理由（R６訪問時、聞取り）
- 過去に着手した地区が遅延しており、その解消に取り組んでいる
- 毎年、都市計画道路で１９条５項制度を活用しており、その目途が立った後、地籍調査の再開を検討
- 職員の異動により新たに配属された職員のノウハウ不足

岐阜県における未着手・休止市町への取組み

〇未着手・休止市町への働きかけ

・Ｒ６実績　１３市町を訪問
※うち、５市町を中部地方整備局と共同で実施

・Ｒ７予定　５市町を訪問
※うち、首長との面談実績のない、
３市町を中部地方整備局と共同で実施

〇研修会の実施

・市町村担当職員に新規着手、再開を助長するため、
スキル向上を目的とした研修会の開催
・Ｒ６は、地籍アドバイザー制度も活用し、研修会を開催

【着手・再開に向けた手法】

〇地籍アドバイザー制度の活用

〇民間への包括委託制度（１０条２項）の活用

〇効率的調査手法の導入

・筆界特定を推進するための新たな制度の活用（令和２年度導入）
・リモートセンシングデータを活用した新たな測量技術の活用

民間への包括委託制度（１０条２項）

【２項委託】測量工程及び一筆地調査に加え、工程管理及び検査を民間事業者に委託して実施

<table>
<tr><th>２項委託</th><th>計画準備
（A・B）</th><th colspan="2">測　量
（C・D・F・G）</th><th>一筆地調査
（E）</th><th>閲覧・修正
（H）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">作　業</td><td>実　施　者</td><td colspan="3" rowspan="2">受 託 法 人</td><td>委　託　者</td></tr>
<tr><td>受 託 法 人
補助作業のみ</td><td>受 託 法 人
一部の作業のみ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工程管理</td><td rowspan="2">委　託　者</td><td colspan="4">受託法人の監督（進捗管理等） ▶ 委　託　者</td></tr>
<tr><td colspan="4">工 程 管 理 ▶ 受 託 法 人（受託監督者）
※作業者以外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">検　査</td><td rowspan="2"></td><td colspan="4">委託者検査 ▶ 委　託　者</td></tr>
<tr><td colspan="4">受託法人検査 ▶ 受 託 法 人（受託監督者）
※作業者・工程管理者以外</td></tr>
</table>

※詳細は「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」を参照

実　施　者：地籍調査を実施する者（市区町村等）
委　託　者：２項委託において、地籍調査の実施を委託する者（市区町村等）
受 託 法 人：２項委託において、地籍調査の実施を受託した法人（民間事業者等）

・制度活用市町村　１６市町村（R６）
・R７年度より、着手する神戸町も民間への包括委託制度を活用

※国土交通省作成の資料を編集して作成

筆界特定を推進するための新たな制度（令和２年度導入）

✓ 地籍調査の円滑化のため、所有者不明等の場合でも調査を進めることができるよう、現地調査における新たな調査手続を措置（R2国土調査法等改正）

地籍調査の手続（概要）：**土地所有者の探索** → **現地調査（所有者の現地立会）** → 測量 → 地籍図・地籍簿案の閲覧（意見の申出） → 完成

固定資産課税台帳等の利用

従来（法改正前）

➢登記簿のみでは所有者等の所在が不明な場合、所有者の探索につながる情報が限られていた

法改正後

➢地籍調査の実施に必要な限度で、所有者等関係情報を目的外利用することが可能に（国土調査法第31条の二）。

➢これにより、地方税法又は地方公務員法の守秘義務に抵触することなく固定資産課税台帳等の利用が可能に

図面等調査の導入

現地調査（従来）

➢一筆毎に所有者等の現地立会いにより境界を調査（現地調査）

➢所有者等が遠隔地居住の場合や現地が急峻である場合は現地立会いが困難に

現地調査（新設）

➢現地以外の場所において図面、写真その他資料を用いて境界を調査する手続（図面等調査）を新設

①図面等を送付して確認 OR ②集会所等で図面等を確認

筆界案の公告による調査の導入

現地調査（従来）

➢一筆毎に所有者等の現地立会いにより境界を調査（現地調査）

➢所有者等を探索してもその所在が不明で立会いができない場合には、調査が進まず、結果的に「筆界未定」に

現地調査（新設）

➢所有者等を探索しても所在不明な場合、筆界案の公告により、所在不明所有者の確認を得ずに調査を進めることが可能に

※筆界案：筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの

地方公共団体による筆界特定申請

➢ 所有者間の合意が得られず、筆界の調査が困難である場合などに、地籍調査実施主体（地方公共団体）が所有者の同意を得て筆界特定を申請することが可能に（不動産登記法改正）

筆界特定制度の活用の効果

➢地籍調査実施主体が筆界特定制度を活用することで、筆界の調査の円滑化が図られるとともに、地籍図における筆界未定数が減少し、地籍の明確化の割合が向上

筆界特定制度パンフレット（法務省HPより）

※国土交通省作成の資料を編集して作成

リモートセンシングデータを活用した新たな測量技術の活用

山村部での地籍調査の課題等

- 土地所有者等の高齢化が進み、急峻かつ広大な土地が多い山村部では、**現地での立会いや測量作業が大きな負担**であるほか、**事故のリスクも高い**
- 近年の測量技術の進展により、空中写真や航空レーザ測量から得られる**高精度なリモートセンシングデータを活用できる環境**が整いつつある

リモセンデータ活用による新手法（航測法）の導入

国土調査法 【R2.6/15施行】

①現地立会いの負担軽減

微細な地形や植生等をリモセンデータで把握した上で筆界案を作成し、集会所等に集まった土地所有者等に境界確認をしてもらい同意を得る

→現地立会いに必要な期間や人員等を大幅に削減

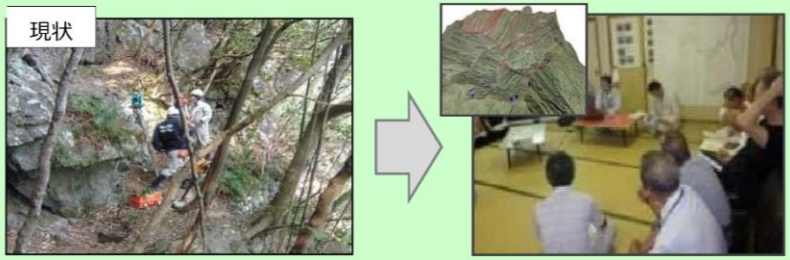

土地所有者等が現地に立会い土地の境界位置を確認

集会場等に集まり、リモセンデータから土地境界位置を確認

②測量作業の効率化

空中写真等から解析したリモセンデータを用いて机上により筆界点の位置座標等を測量

→現地での測量作業によるコストを大幅に削減

→従来よりも広範囲の測量が可能に

現地に測量機器を設置し、土地の境界点の座標値を測量

主要な基準点のみ現地測量し、上空からの写真や画像上から土地の境界点の座標値を算出

山村部における地籍調査の円滑化・迅速化を推進！
（乙二又は乙三の適用区域）

※国土交通省作成の資料を編集して作成

令和７年度より着手　神戸町

区域			面積
神戸町行政区域（河川区域を除く）			約1,662ha
	市街化区域（先行実施）		約311ha
		地籍調査を実施する区域	約236ha
		地籍調査を実施しない区域（地籍調査相当を実施予定）①・②	約75ha
	市街化調整区域		約1,351ha
		地籍調査実施区域	約1,024ha
		地籍調査を実施しない区域（地籍調査相当を実施予定または実施済み）③・④	約327ha

凡例

- 神戸町行政界
- 地籍調査を実施する区域（市街化区域）
- 地籍調査を実施する区域（市街化調整区域）
- 地籍調査を実施しない区域
  - ① 法務局地図作成事業（要望中）
  - ② 西座倉土地区画整理事業
  - ③ 南方地区農地整備事業
  - ④ 東部土地改良区

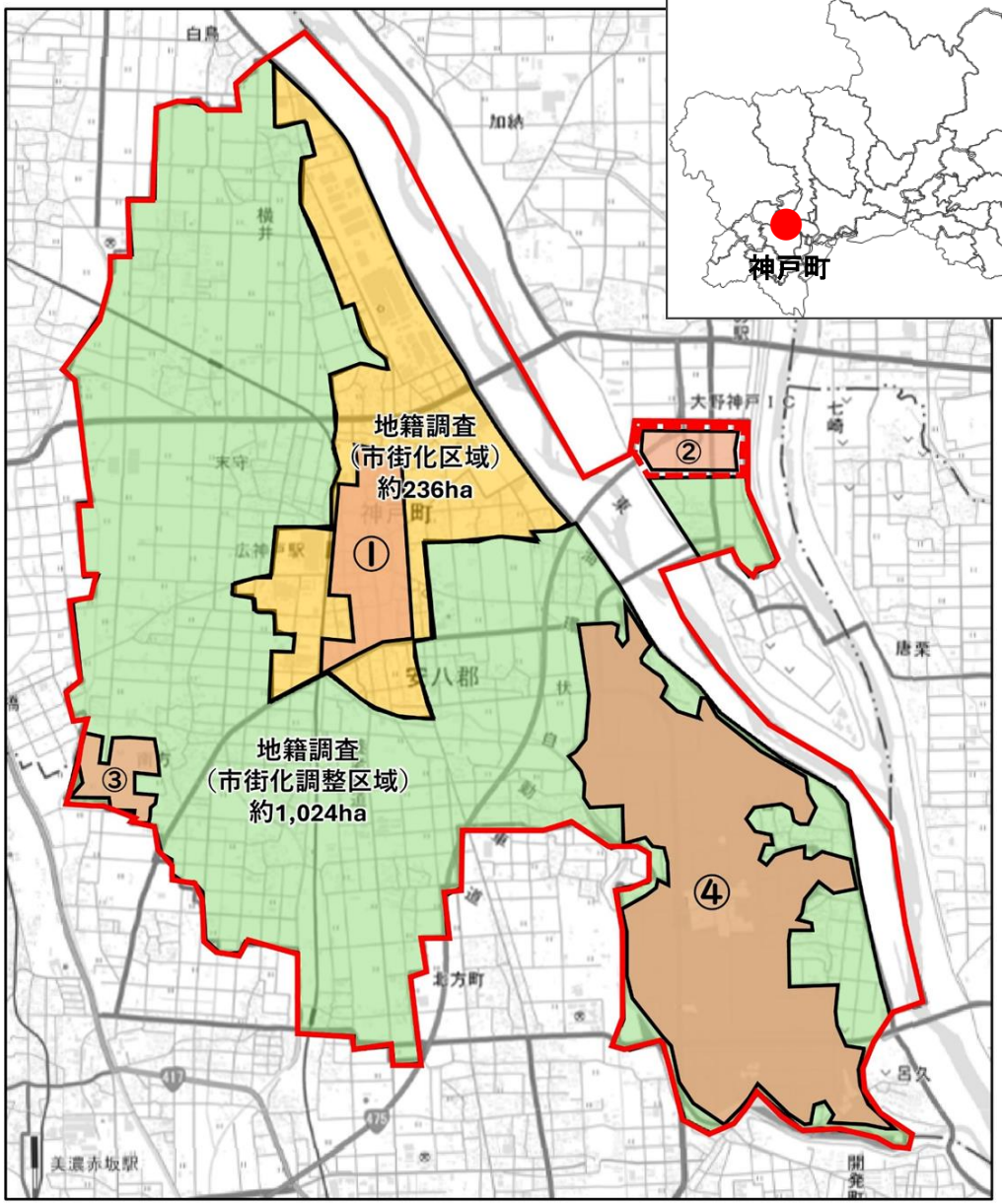

目次

①岐阜県の地籍調査の概要

②未着手・休止市町への働きかけ

③まとめ

まとめ

〇岐阜県の地籍調査の進捗率は、１８．５％（R５年度末）

・円滑化補助の活用の推進

・１９条５項指定制度の推進
地籍調査未着手の北方町では、制度の活用により進捗率は、４０％

・法務局との連携

〇未着手・休止市町への働きかけを実施

・未着手・休止市町への訪問
R７より、神戸町が着手、山県市が再開

・研修会の実施

ご清聴ありがとうございました

飛騨市における地籍調査の効率的手法の取組について

HIDA CITY
飛 騨 市

令和7年7月

飛騨市役所　農林部　林業振興課　森林調査室

飛騨市の概要

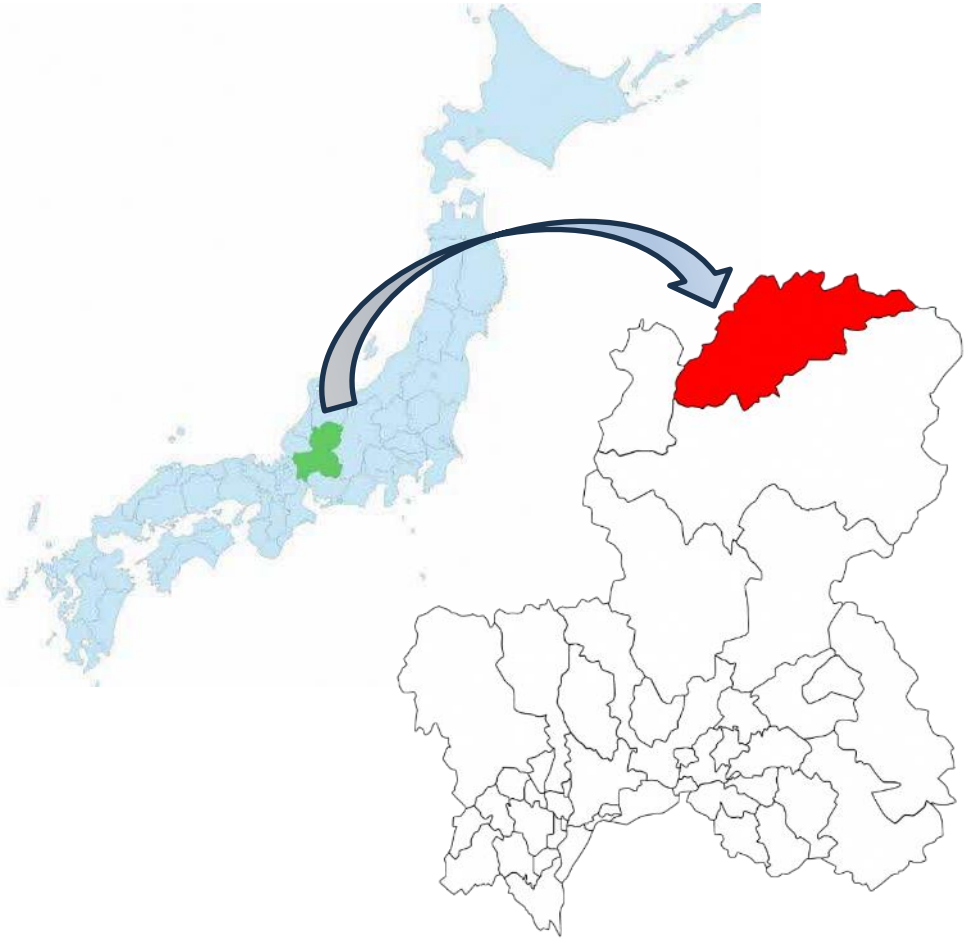

■人口　21，473人（R7.6.1時点）

■面積　792．53㎢

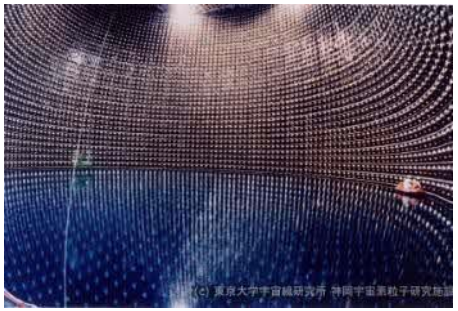

ノーベル物理学賞２名を輩出した研究施設「スーパーカミオカンデ」

「古川祭」のユネスコ無形文化遺産登録

イメージとして飛騨市が登場する映画の大ヒット

■特徴

・広大な森林　**面積の約９３％が森林**

・森林面積（733.28㎢）

飛騨市の地籍調査

■飛騨市の進捗状況

飛騨市では、昭和５７年から旧古川町において地籍調査を実施以降、合併前の旧町村単位で順に実施してきている。

R7.4.1現在

地　区	着手年度	調査計画面積	調査済面積	進捗率
古川町	昭和57年度	94.84㎢	76.33㎢	80.5%
宮川町	平成元年度	142.88㎢	25.55㎢	17.9%
河合町	平成6年度	132.21㎢	46.50㎢	35.2%
神岡町	平成13年度	234.98㎢	36.42㎢	15.5%
合　計		**604.91㎢**	**184.80㎢**	**30.55%**

飛騨市の地籍調査

飛騨市 HIDA CITY

■国土交通省 地籍調査webサイトより

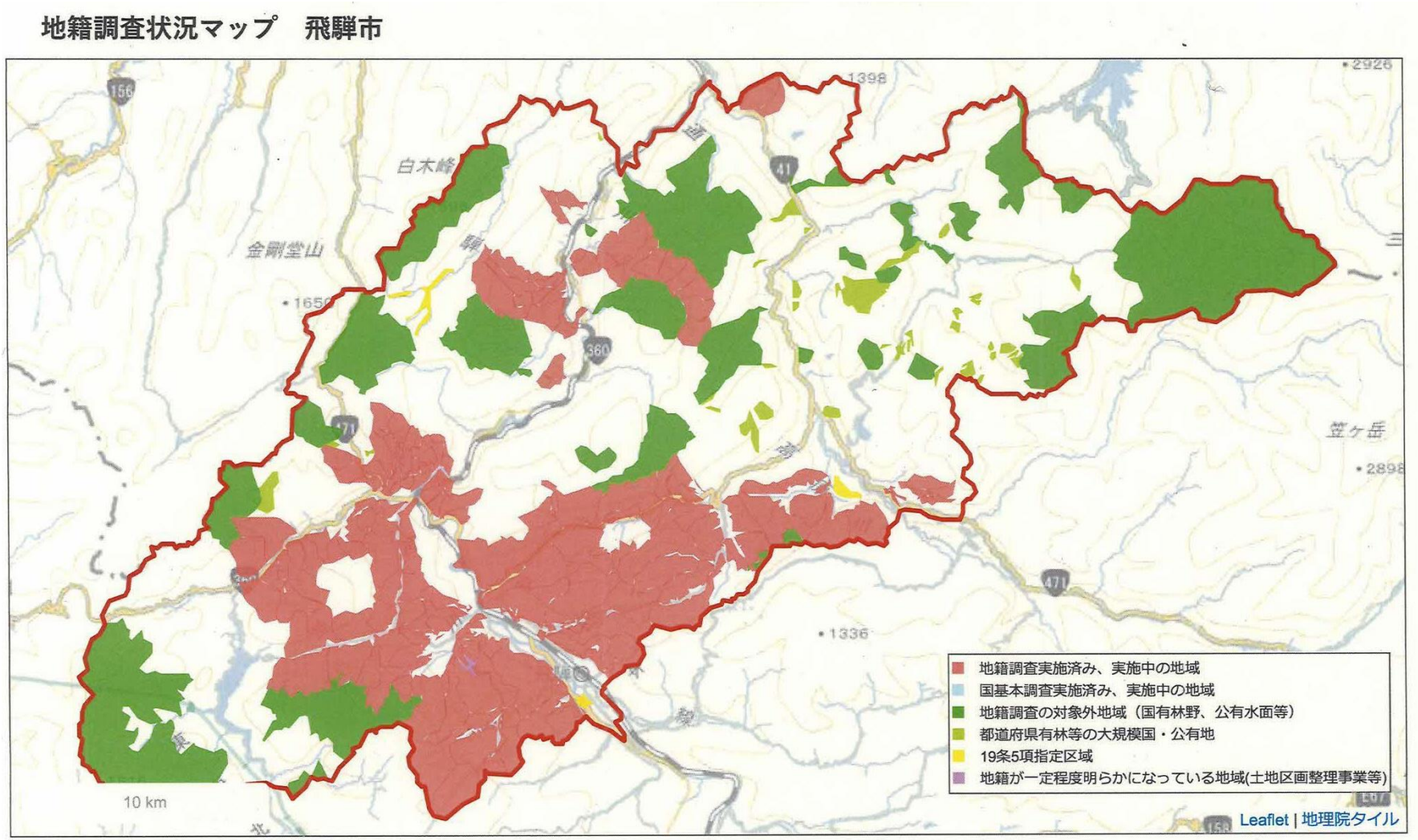

飛騨市の現状と課題

■これまでの事業の取組

○森林部を中心に実施

➢飛騨市は面積の約９３%が森林であるが、急峻な地形や天然林の比率が高いため、境界を確認することが困難である。そのため、現地精通者等による人証が頼りとなるが、それも高齢化や不在村化によって失われつつあるため、宅地・農地に先行して山林部を実施している。

○調査地区の自治会等に協力を要請

➢自治会等からの地籍調査の実施要望に対し、事前に事業説明会を行い、調査予定地区の境界杭の設置が出来ることを確認。また、調査地区には「**地籍調査実施組合**※」という任意組織を設立して頂き、地域主体で事業着手前に境界杭の設置を行い、概ね境界杭の設置が完了した区域から順に事業着手している。

※**地籍調査実施組合**…調査地区に係る土地所有者で構成。現地精通者である組合役員が、現地作業が出来ない土地所有者からの委任を受け、境界杭の設置や伐開といった現地作業を実施。

飛騨市の現状と課題

飛騨市

■飛騨市における課題

○土地所有者の高齢化・不在村化

・高齢化率は令和７年４月１日現在で40.45%となっており、年々上昇傾向にある。また、人口については過去５年間で約2000人の減となっており、減少傾向にある。

・過疎化、高齢化によって、境界確認に重要な人証が得られない地域が多くなってきており、地域と協力して地籍調査事業を進めていくことが困難となっている。

○急峻な地形や危険生物による危険性

・境界杭の設置や測量が困難なほどの急峻な地形が多く、またクマやスズメバチ等の危険生物との遭遇する機会が多いため、危険性が高い。

○職員のマンパワー不足

・R6までは実務担当者は係長と係員２人体制であったが、R7からは担当者は１名体制となった。

・人事異動で経験の無い職員が担当となった場合、事業が停滞する恐れがある。

地籍調査事業を効率的かつ持続的に実施するための取組が必要

効率的な手法の取組

飛騨市 HIDA CITY

課題解決のための飛騨市の取組

課題１

○所有者の高齢化・不在村化
○急峻な地形や危険生物による危険性

R4～
①航測法による地籍調査の実施

→ 土地所有者の負担軽減
現地作業の省力化

課題２

○職員のマンパワー不足

R5～
②２項委託の導入

R6～
③オンライン閲覧の導入

R7～
④今後の取組

→ DXの推進にも寄与

→ 職員の負担軽減
業務の効率化

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

1　航測法による地籍調査の概要

航測法による地籍調査とは

・航空測量により得られた写真やデータを解析し、筆界案の資料を作成、それらを公図や森林計画図等と重ね合わせて筆界案を作成。
・作成された筆界案を用いて公民館等の集会所で境界確認を行い、所有者等の同意を得ていく手法。

航空測量のイメージ

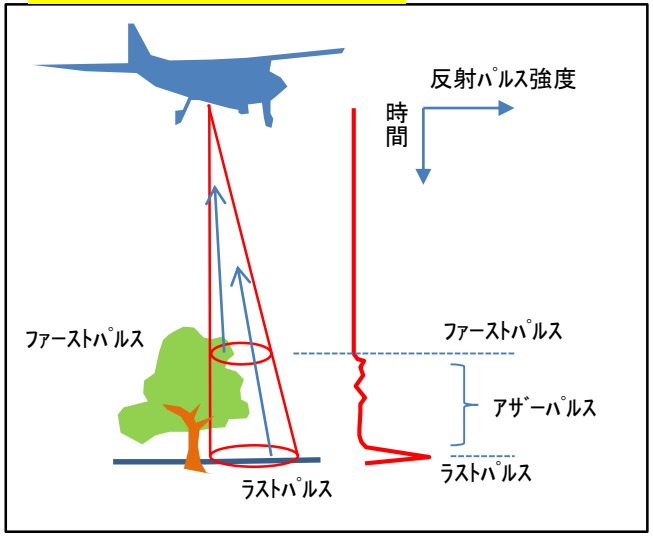

レーザー光束は地上で半径30cm程度
一度の照射で複数の反射を取得

測量データのイメージ

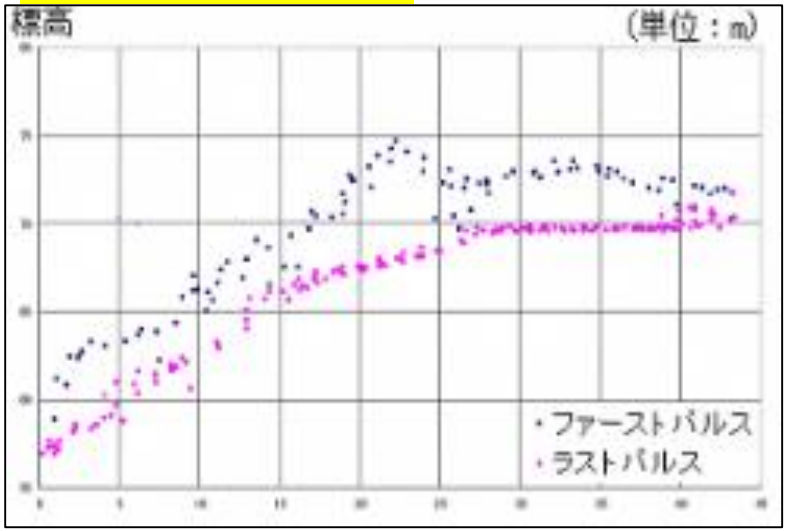

ファーストパルスとラストパルス

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

航空測量成果

- 点群データ（計測ｵﾘｼﾞﾅﾙﾃﾞｰﾀ）
- メッシュデータ
- 航空写真

リモセンデータの解析・資料作成

筆界推定用資料

- DSM
- オルソ画像
- DEM
- 微地形表現図
- 等高線ﾃﾞｰﾀ
- 樹高分布図

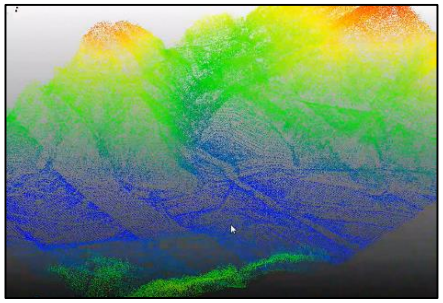

点群データ

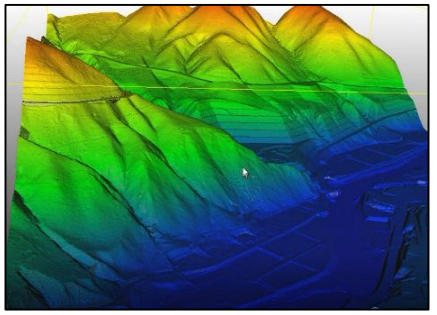

メッシュデータ

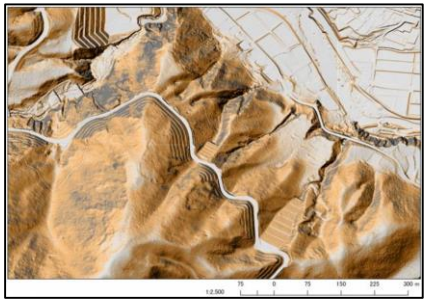

微地形表現図

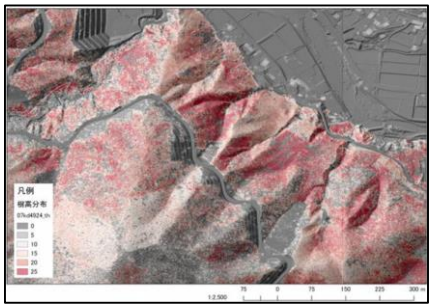

標高分布図

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

リモセンデータ（航空測量成果）

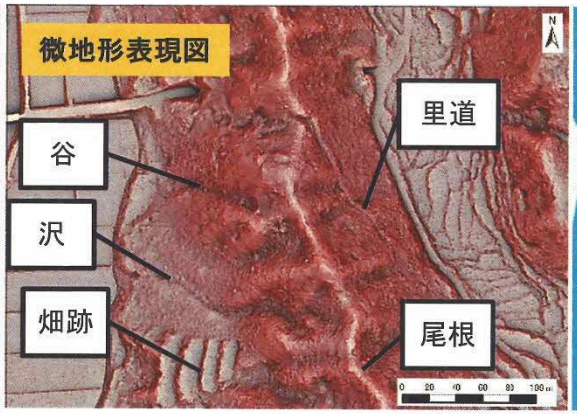

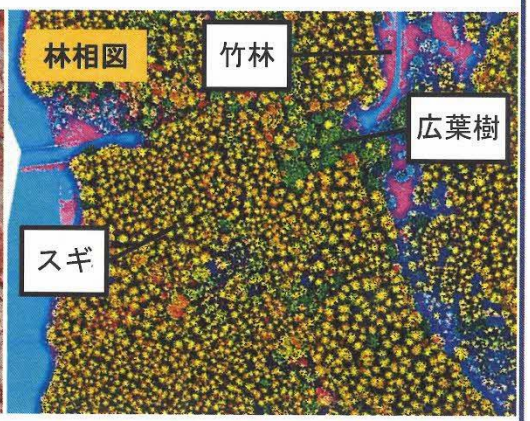

山村部の公図

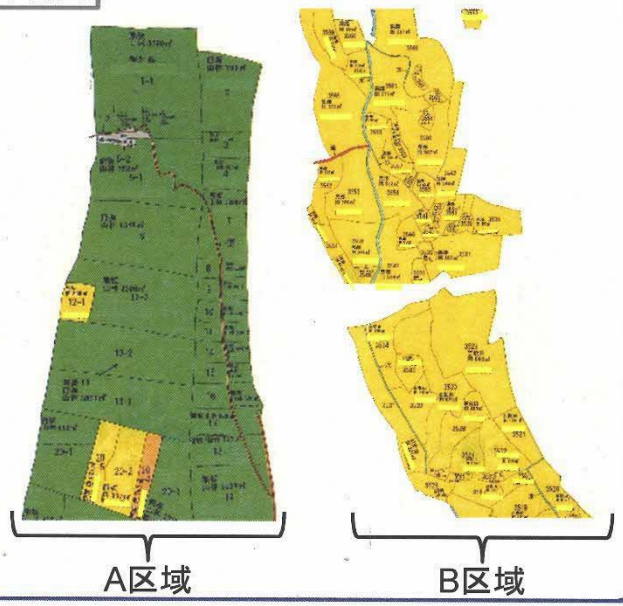

リモートセンシングデータを活用して作成した筆界案

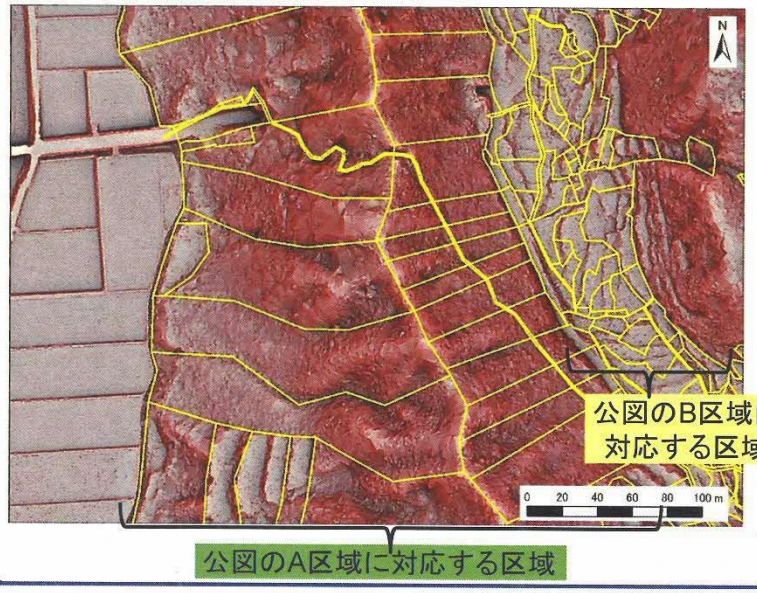

4

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

2　航測法導入の経緯と経過

■導入の経緯（令和２年度）
・急峻な地形により測量が出来ないと委託業者からの相談
➢航測法に詳しい専門家（地籍アドバイザー）の派遣要請
➢現地において地籍アドバイザーから航測法導入の助言を得る
➢委託業者も含めた勉強会を実施

■航測法導入の準備（令和３年度）
・先進地（栃木県、三重県名張市）の視察、専門家等からの情報収集

■航測法導入（令和４年度）
・令和２年度に航測法導入を検討した地区を含む３地区において航測法により調査を開始

■航測法実施の３地区の調査完了（令和５年度）

■国へ認証請求（令和６年度）
・令和５年度に調査を完了したうち１地区について国へ認証請求中

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

2　航測法導入による効果①

■事業費及び調査期間の縮減

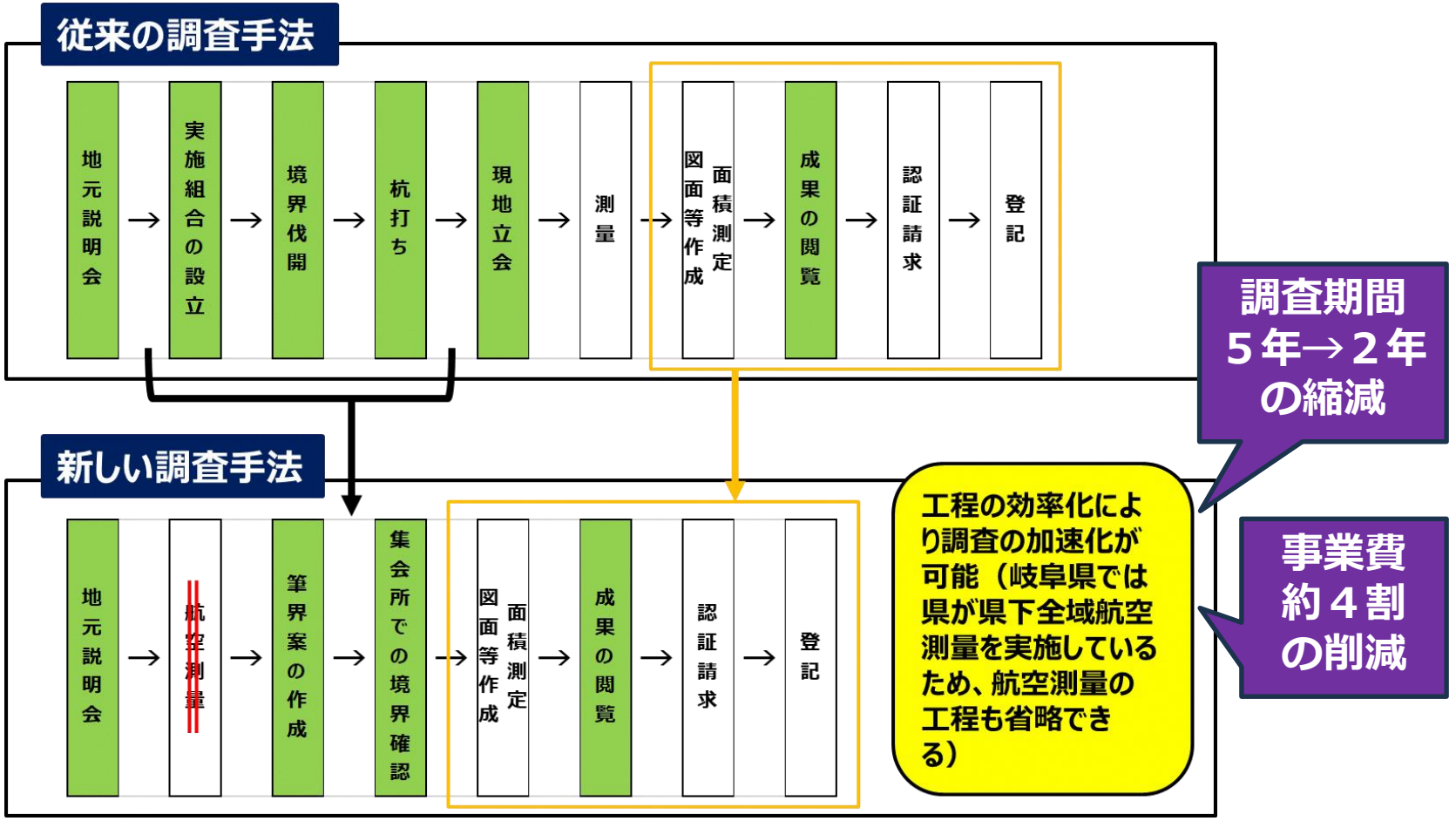

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

2　航測法導入による効果②

■土地所有者の負担軽減

これまで

地上法では境界杭の設置、現地立会の２回、現地へ足を運んで頂く必要があった。

導 入 後

航測法では、集会場等で机上での立会のみとなるため、所有者等の大幅な負担軽減となる。

集会所での机上立会の様子

①航測法による地籍調査の実施

飛騨市 HIDA CITY

3　航測法による調査の課題

■現地と机上との境界の誤差

・他の事業で現地で復元測量した結果、現地に設置された杭の位置が実際の地形や植生と一致しない場合が生じる可能性がある。

➢所有者からは机上立会、閲覧で境界確認を頂いているものの、ケースバイケースで地図訂正等の対応が必要？

②２項委託の導入

飛騨市 HIDA CITY

２項委託の概要

■２項委託とは

・地籍調査の実施主体の負担を軽減し、調査の促進を図るため、地籍調査に精通した民間事業者等への包括的な委託を可能とする制度。

➢市町村等における担当職員の十分な確保が難しくなっており、調査実施の負担軽減が課題であったことからH22の国土調査法改正により導入された。

【委託可能な作業内容の範囲】　※黄色部分が民間委託範囲

実施形態		計画・準備	測量	一筆地調査	閲覧・修正
【直営】市町村等の職員が測量以外の作業を実施	作業の実施		受託者		
	工程管理、検査				
【外注】測量と一筆地調査を外部業者に委託（都市部：H12～ 全国：H18～）	作業の実施		受託者	受託者	
	工程管理、検査				
【2項委託】工程管理等も含めて民間法人等に委託（全国：H22～）	作業の実施	受託者	受託者	受託者	受託者
	工程管理、検査		受託者（監督、最終検査は市町村等が実施）	受託者	

飛騨市では令和５年度より２項委託を導入

工程管理・検査の一部を委託

■２項委託の導入の効果

・成果品について第３者検定が必須なため、成果品の精度が向上

➢県・国の検査もスムーズに受検が可能となった。

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

1　オンライン閲覧の導入の経緯

従来の閲覧

「・・・調査の結果に基づいて地図及び簿冊を作成した場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、当該国土調査を行った者の事務所において、その公告の日から２０日間当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならない。」（国土調査法第１７条抜粋）

デジタル化へ

法の規定にかかわらず、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第８条」等の規定に基づき、地籍調査の地図及び簿冊の閲覧はデジタル化を達成する手法により代えることができることとなっている。
➢令和６年３月　国交省地籍整備課より、地籍調査事業におけるDXの一環として、「デジタル手法を利用した地籍調査成果の閲覧について」通知あり。

オンライン閲覧の実施

・令和６年１２月　システムを開発した事業者と閲覧サービス導入の委託契約
・令和７年１月３１日よりオンライン閲覧を実施

③オンライン閲覧の導入

2　オンライン閲覧サービスの概要

クラウドシステムのため、サーバーやソフトウェアを準備する必要がなく、低コストで導入できる。

地籍調査の成果である地籍簿、地籍図のデータをシステム業者へ貸与すれば、データ構築まで委託可能。（直営でデータ登録作業も可能）

データ構築まで委託した場合、簡単な初期設定（市長名、問い合わせ先、日程等）をするだけで、右のような閲覧の通知文書が自動的に作成される。

閲覧通知文書にあるQRコードをスマホ等で読み込むと、システム画面が起動。

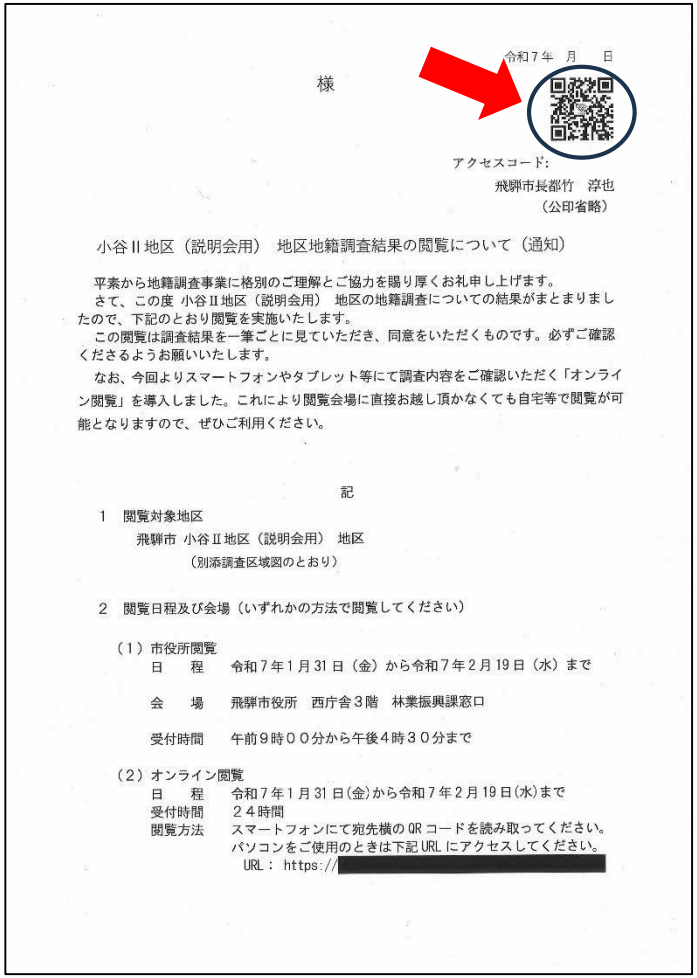

令和７年　月　日

様

アクセスコード:

飛騨市長都竹　淳也
（公印省略）

小谷Ⅱ地区（説明会用）　地区地籍調査結果の閲覧について（通知）

平素から地籍調査事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度 小谷Ⅱ地区（説明会用）　地区の地籍調査についての結果がまとまりましたので、下記のとおり閲覧を実施いたします。
この閲覧は調査結果を一筆ごとに見ていただき、同意をいただくものです。必ずご確認くださるようお願いいたします。
なお、今回よりスマートフォンやタブレット等にて調査内容をご確認いただく「オンライン閲覧」を導入しました。これにより閲覧会場に直接お越し頂かなくても自宅等で閲覧が可能となりますので、ぜひご利用ください。

記

１　閲覧対象地区
飛騨市 小谷Ⅱ地区（説明会用）　地区
（別添調査区域図のとおり）

２　閲覧日程及び会場（いずれかの方法で閲覧してください）

（１）市役所閲覧
日　　程　　令和７年１月31日（金）から令和７年２月19日（水）まで
会　　場　　飛騨市役所　西庁舎３階　林業振興課窓口
受付時間　　午前９時００分から午後４時３０分まで

（２）オンライン閲覧
日　　程　　令和７年１月31日(金)から令和７年２月19日(水)まで
受付時間　　２４時間
閲覧方法　　スマートフォンにて宛先横のQRコードを読み取ってください。
パソコンをご使用のときは下記URLにアクセスしてください。
URL：https://[redacted]

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

2　オンライン閲覧サービスの概要

① 動画による説明

② 氏名・電話番号の入力

③ 閲覧書の確認

④ 調査後図面の確認

⑤ 同意・不同意の選択

⑥ 同意の場合、署名

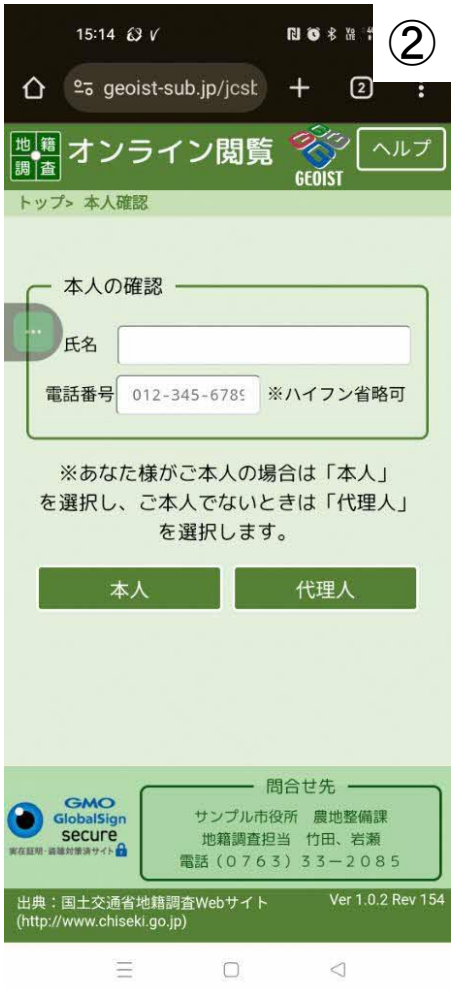

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

2　オンライン閲覧サービスの概要

① 動画による説明

② 氏名・電話番号の入力

③ 閲覧書の確認

④ 調査後図面の確認

⑤ 同意・不同意の選択

⑥ 同意の場合、署名

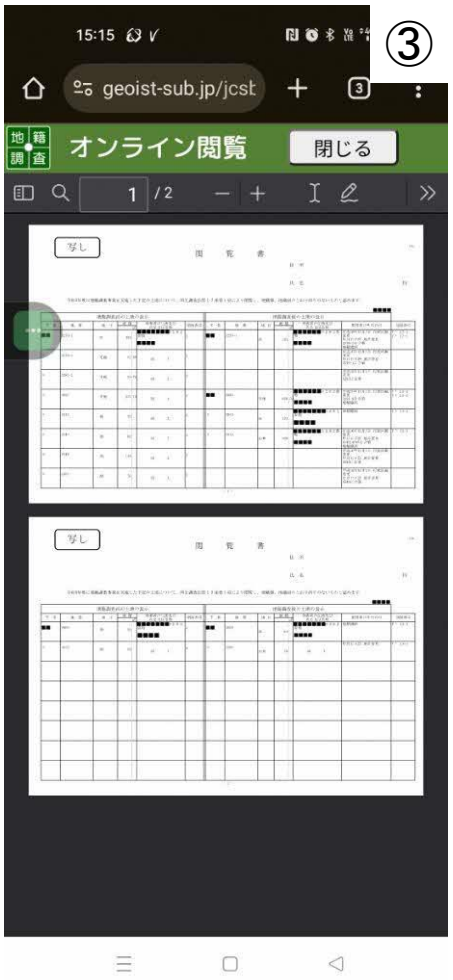

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

2　オンライン閲覧サービスの概要

① 動画による説明

② 氏名・電話番号の入力

③ 閲覧書の確認

④ 調査後図面の確認

⑤ 同意・不同意の選択

⑥ 同意の場合、署名

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

2　オンライン閲覧サービスの概要

① 動画による説明

② 氏名・電話番号の入力

③ 閲覧書の確認

④ 調査後図面の確認

⑤ 同意・不同意の選択

⑥ 同意の場合、署名

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

2　オンライン閲覧サービスの概要

① 動画による説明

② 氏名・電話番号の入力

③ 閲覧書の確認

④ 調査後図面の確認

⑤ 同意・不同意の選択

⑥ 同意の場合、署名

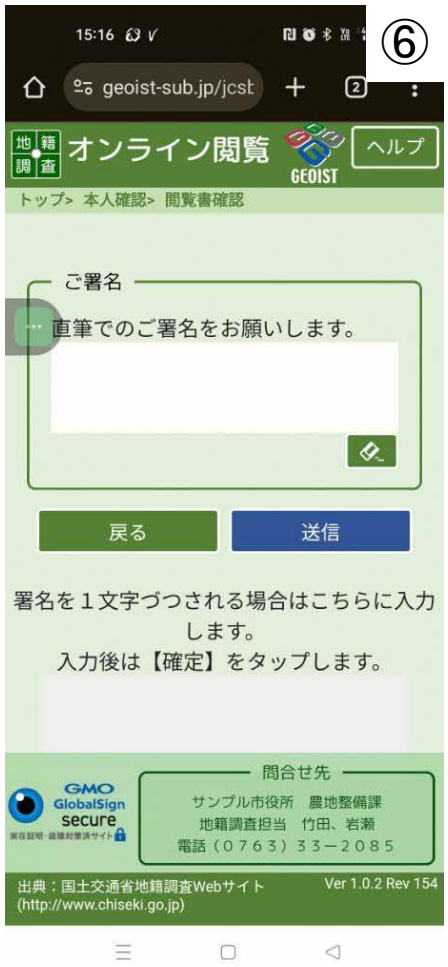

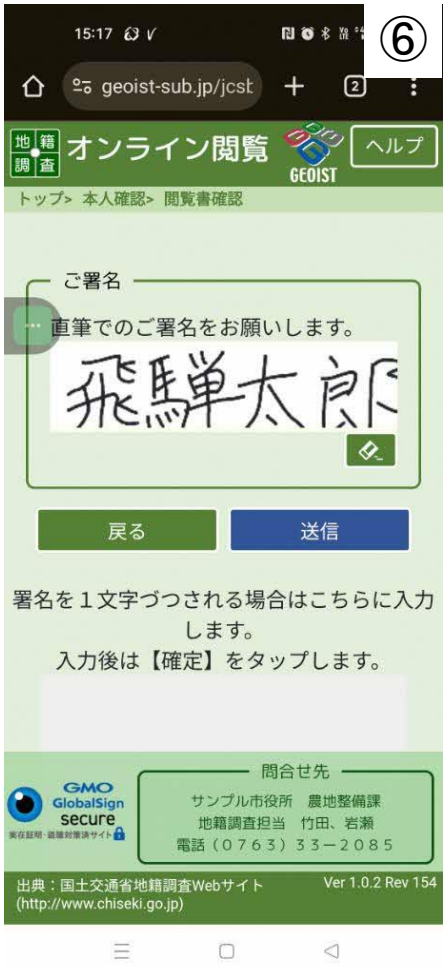

③オンライン閲覧の導入

飛騨市 HIDA CITY

3　オンライン閲覧の効果

■職員の負担軽減

➢図面や簿冊といった閲覧に係るデーター式をシステム業者へ貸与することで、案内文書も含めシステム上で自動で作成するため、事前準備に係る作業が大幅に軽減できた。

➢２０日の閲覧期間があるが、閲覧期間中の窓口対応はほぼゼロとなった。
（市役所で閲覧できない遠方の所有者等に対する郵便等のやりとりも不要）

■所有者の負担軽減

➢市役所に足を運ばずとも、自宅等で２４時間いつでも閲覧が可能。

➢「行かない市役所、書かない窓口の推進」を実現。

↳飛騨市DX推進計画の政策の柱

4　オンライン閲覧の課題

■情報機器の操作に不慣れな方、所持していない方への対応

➢現状ではwebと窓口での対応を並行して行うことが必要。

■スマホでは画面が小さいため地籍簿、地籍図の確認が難しい。

➢タブレット以上の大きな画面が推奨の環境となる。

④今後の取組予定

飛騨市 HIDA CITY

今後の取組予定

■森林地番図の作成（R7）

・未整備である山林部の地番現況図を整備し、市HPで公開する環境を構築。

・新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）と森林環境譲与税を活用。

当事業により、地番現況図や航空写真といった地理空間情報を分かりやすく迅速に提供を行い、市民や事業者の来庁にかかる時間の短縮や職員の窓口対応にかかる所要時間を削減することで市民サービスの向上を図る。

地籍調査で作成する調査図素図の基礎資料として利用できるため、コスト削減効果が期待できる。

④今後の取組予定

飛騨市 HIDA CITY

今後の取組予定

■地籍調査事業長期計画の策定（R7～）

これまで

地区要望があった順に調査を着手

昨今、地籍調査事業を実施する上で、重点施策５分野との連携が条件になる等、事業を取り巻く環境が大きく変化

災害レッドゾーン
森林施業区域等…

地区全体を調査する方法から真に必要な箇所を重点的に実施する方法への転換を検討

今　後

・災害の発生が想定される地域、森林施業が予定されている地域等を先行して実施していく。又、長期的持続的に事業が推進出来るよう、国の１０箇年計画に併せ、長期計画を策定予定

④今後の取組予定

飛騨市 HIDA CITY

今後の取組予定

■土地情報のデータ提供（R7～）

・登記完了後、希望する土地所有者に対し、電子データで位置情報を提供する仕組みを検討。位置情報はスマホの地図アプリに登録することが可能なため、いつでも確認することが出来る。また、GPS機能を使えば、現地に行くことも可能。

現所有者から次の世代に確実に土地の情報を引き継いで頂くことを目指す

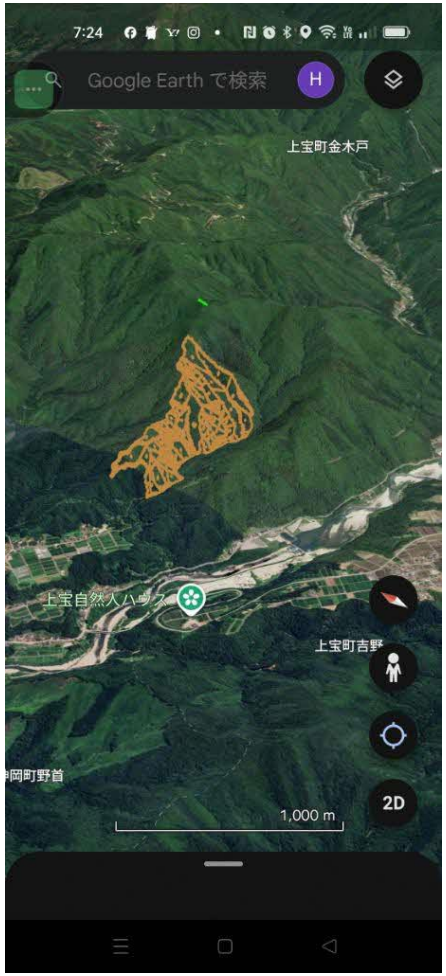

ご清聴ありがとうございました。